

書類審査

令和元年度 防犯灯設置費補助金

評価表 NO.

8

所管部課名	地域政策課	担当者	長沼					
事務事業名	防犯灯維持管理事業費							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱・薩摩川内市防犯灯設置費補助金交付要領							
補助経過年数								
令和元年度 予算額	5,985千円	国県支出金 千円	一般財源 5,985千円					
			その他 千円					
			その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	補助基数	330基	令和6年度					
成果指標②	団体からの設置要望に対する補助金交付率	100%	令和6年度					
補助対象者	防犯灯を設置する団体（地区コミュニティ協議会、自治会、通り会又は職域団体若しくはこれらに準ずるものとして市長が認めたもの。）							
補助対象経費	点灯設備を新たに設置、取替えた場合 支柱を設置、取替えた場合							
補助対象事業・活動の内容	防犯灯を設置し、又は点灯設備若しくは支柱を取替える。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	【～H29年度】	点灯設備	白熱灯・蛍光灯1基につき 7,000円 水銀灯・LED蛍光灯1基につき 12,000円 支柱 永久柱1本につき 10,000円 木柱1本につき 3,000円					
	【H30年度～】	点灯設備	白熱灯・蛍光灯1基につき 7,000円 水銀灯・LED蛍光灯1基につき 11,000円 支柱 永久柱1本につき 20,000円 木柱1本につき 3,000円					
上記項目の積算方法	団体の設置経費の実績による							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 決算 （団 体） 等 の 状 況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	4,740,159	47.1%	6,088,365	43.5%	5,333,142	46.6%
		自治会自己資金	4,740,159	47.1%	6,088,365	43.5%	5,333,142	46.6%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,313,676	52.9%	7,921,000	56.5%	6,119,800	53.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	10,053,835	100.0%	14,009,365	100.0%	11,452,942	100.0%	
	支出	事業費	10,053,835	100.0%	14,009,365	100.0%	11,452,942	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計		10,053,835	100.0%	14,009,365	100.0%	11,452,942	100.0%	
支出計/前年度支出計				139.3%		81.8%		
自己資金/前年度自己資金				128.4%		87.6%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	137		152		137			
成果指標の推移①	421		634		494			
成果指標の推移②	100%		100%		100%			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成28年度：現状のまま継続</p> <p>【事業のPR方法】次年度分の改修要望を自治会等で取りまとめるため、地区市民間で情報提供を行っている。</p> <p>【費用対効果】地域住民の防犯意識の向上につながり、地域内の危険箇所を察知する意識につながっている。</p> <p>【補助事業以外の事業】該当なし</p> <p>【その他】設置要望が増加しているLED灯タイプの普及に対応する。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助を受ける団体はほとんどが自治会であり、自治会が、夜間における地域内の危険箇所等へ防犯灯を設置することによって、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	犯罪等のない明るい社会環境づくりや、地域住民が安心して暮らせる地域づくり（特に子どもや女性、高齢者の安全を守るため）の促進を図るためには、防犯灯などの設置が有効であり、継続的に設置していくためには、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	平成28年度421基、平成29年度634基、平成30年度494基の防犯灯が設置または取替えられており、明るい社会環境づくりにつながるとともに、地域住民の防犯意識が高まり、安心して暮らせる地域づくりの促進につながるなど適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域内の危険箇所を把握をしている地域市民が、日常、誰でも安全に通行、利用するために自治会を通じて要望するもので、行政は、自治会等に補助金として支出することで、自治会が主体となり、市民に向けた防犯の意識付けと共生・協働による地域づくりにつながると考えるため。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	行政と補助対象団体との共助により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりが促進されていることや、団体によって設置基数や設置場所などの要望は様々であり、補助対象団体の要望を毎年調査し、調査内容を予算の範囲内で反映させている本補助金は、妥当な政策手段であると考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	対象経費は交付要領で定めており、補助目的についても犯罪をなくし、明るい社会環境づくりのため補助金を交付することにより、地域住民が安心して暮らせる地域づくりの促進を図ることと交付要領に定めており、公費を充てる妥当性はあると考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>■現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p> <p>〈上記方向の理由〉</p> <p>平成30年度において、補助内容を現況に適応するように見直した。</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>結果</p> <p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p>		<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p> <p>〈まとめ〉</p>

薩摩川内市防犯灯設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第98号)第2条の表に掲げる薩摩川内市防犯灯設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、犯罪をなくし、明るい社会環境づくりのため、防犯灯の設置者(以下「設置者」という。)に対し、補助金を交付することにより、地域住民が安心して暮らせる地域づくりの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED蛍光灯 電柱その他支柱の類に共架する照明器具で、その光源に発光ダイオードを使用したものをいう。
- (2) 防犯灯 前条の目的に適合する施設で、永久柱若しくは木柱(以下「支柱」という。)、軒先等に白熱灯、蛍光灯、水銀灯又はLED蛍光灯(以下「点灯設備」という。)を設置したもののうち、市長が認定したものをいう。
- (3) 設置者 防犯灯を設置する地区コミュニティ協議会、自治会、通り会又は職域団体若しくはこれらに準ずるものとして市長が認めたものをいう。
- (4) 設置事業 防犯灯を設置し、又は点灯設備若しくは支柱を取替えることをいう。

(補助事業の要件)

第4条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 第2条の目的達成の為に行われる防犯灯設置事業であること。
- (2) 前条第2号で定める設置者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金の額は次のとおりとする。ただし、設置事業に係る経費が補助金の額を超えない場合は、設置事業に係る経費の額とする。

補助対象経費	補助金の額
点灯設備を新たに設置した・取替えた場合	〔 白熱灯・蛍光灯1基につき 7,000円 水銀灯・LED蛍光灯1基につき 12,000円 〕
支柱を設置した・取替えた場合	
	〔 永久柱1本につき 10,000円 木柱1本につき 3,000円 〕

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、設置者が設置事業を実施する前とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする設置者が防犯灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)。

以下「申請書」という。)に添付する書類として規則第5条第3号で定める市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 工事店の見積書
- (2) 防犯灯設置予定の位置図
- (3) 防犯灯設置前の現地写真
- (4) 補助金の振込み口座の通帳の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の基準)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、これを審査し、第4条の要件を満たす事業として認めたときは、補助金の交付を決定し、設置者に防犯灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(補助事業の内容変更)

第8条 設置者は、補助金の交付決定を受けた設置事業の内容について変更をしようとするときは、防犯灯設置事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、設置者に通知するものとする。

- (1) 当該変更により補助金額に変更を生じている場合 防犯灯設置費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 防犯灯設置事業計画変更承認通知書(様式第5号)
(防犯灯設置完了届)

第9条 設置者が設置事業を完了し、市長に提出する防犯灯設置完了届(様式第6号。以下「完了届」という。)に添付する書類として規則第5条第3号で定める市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事店が発行した領収書の写し
- (2) 防犯灯設置後の現地写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の完了届を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行なう現地調査等により、設置事業が適正に行なわれたと認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、防犯灯設置費補助金確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 設置者は、補助金を請求しようとするときは、防犯灯設置費補助金請求書(様式第8号。)に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金等の概算払)

第12条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、補助金等の概算払を受ける必要がある補助事業者等は、補助金等概算払申請書(様式第9号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金等の概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金等の交付

決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を防犯灯設置費補助金概算払決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- 3 第10条の規定は、補助金等の概算払をする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第12条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求があったときは、関係書類を審査の上補助金を交付する。

（流用の禁止）

第14条 設置者は、交付を受けた補助金を他の経費に流用してはならない。

（設置後の義務）

第15条 市長が、補助金の交付後において防犯灯の管理及び運営の状況について資料の提出を求め、又は調査を必要とする場合は、設置者は、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた設置者が、前2条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、夜間における地域内の危険箇所への防犯灯設置を促進し、地域住民が安心して暮らせる地域づくりへの寄与とする。

（効果の測定）

第18条 薩摩川内市防犯灯設置費補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助金により設置した防犯灯の地区別設置基数
- (2) 防犯灯設置箇所要望調査後の要望件数

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市防犯灯設置費補助金交付要綱（平成17年3月31日薩摩川内市告示第126号）は、廃止する。

3 この告示の施行の日以後に行われた補助金交付申請について適用し、同日前に行われた補助金交付申請については、なお従前の例による。

4 薩摩川内市防犯灯設置費補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。